

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定

(静岡県障害福祉課)

1 概要

平成 30 年 10 月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、平成 31 年 4 月に国のギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定された。

同法において、都道府県は「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するよう努めなければならないことから、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会を設置し、計画案の協議を行っており、令和 2 年度中に計画を策定する。

2 計画概要

根拠法令	ギャンブル等依存症対策基本法第 13 条第 1 項 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。
計画期間	令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進 ・ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進 ・ 重層的かつ多段階的な取組の推進
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防 2 ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れの目ない支援体制の整備
対策概要	<ol style="list-style-type: none"> (1) 発症予防：普及啓発、教育の振興、 不適切なギャンブル等への誘引防止 (2) 進行予防：相談支援の充実、医療の充実 (3) 再発予防：社会復帰支援、民間団体支援 (4) 多重債務問題等への取組：多重債務問題への取組、 違法なギャンブル等の取締りの強化 (5) 基盤整備：体制整備、人材確保、調査研究の活用

3 都道府県の計画策定状況（令和 2 年 9 月末時点）

令和元年度 策定済み	令和 2 年度 策定予定	令和 3 年度 策定予定	策定時期未定
7 団体	16 団体	13 団体	11 団体
北海道、愛知県、 大阪府、和歌山県、 徳島県、愛媛県、 長崎県	静岡県 、東京都、 神奈川県 他	新潟県、三重県 他	宮城県、長野県、 滋賀県 他

4 計画策定の経過、今後のスケジュール

年 月 日	内 容
令和2年8月19日	第1回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会
8月20日～	事務局において以下2調査に係る調査票の作成 ① 計画案にかかる調査 ② 計画策定に係るアンケート調査
10月8日 ～10月26日	計画策定に係るアンケート調査の実施 対象者：医療機関、関係事業者、関係行政機関、当事者、 家族、司法関係者
10月9日 ～10月23日	計画案にかかる調査の実施 対象者：静岡県関係各課、関係事業者
11月9日	第2回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会
12月2日	静岡県依存症対策連絡協議会
12月28日 ～令和3年1月25日	パブリックコメント実施（4週間）
1月26日～	事務局においてパブリックコメントへの対応検討
2月9日	第3回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 →計画案の協議、決定
2月10日～	・事務局にて最終計画案を作成、各委員への確認 ・県庁における内部手続き
令和3年3月下旬	静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定、公表